

市長が行う感謝状等の贈呈に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市市民表彰等に関する規程（平成4年1月1日豊中市規程第1号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づく感謝状等贈呈の実施等について、必要な事項を定める。

(感謝状等贈呈の対象)

第2条 市長は、規程第2条に規定する個人等で、市政の振興等に顕著な功績のあった者、長年継続して奉仕活動を行う等地域社会の発展に寄与した者若しくは市政の推進に積極的に協力した者又は市民の模範となるすぐれた善行、篤行等のあった者に対して感謝状等を贈呈する。

(感謝状贈呈の基準)

第3条 感謝状贈呈の基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 継続して地域社会の発展等に寄与又は市政の推進に積極的に協力した者等で3年以上の年数を経ている者
- (2) 市議会議員、行政委員及び執行機関の附属機関に属する委員等で、市政の振興等に顕著な功績があった者
- (3) 寄付行為については、30万円以上若しくはこれに相当する物品の寄付をした者又は継続して相当額の寄付をした者
- (4) その他特に市長が必要と認めた者

(礼状送付の基準)

第4条 礼状送付の基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 前条第3号の基準に満たない者
- (2) その他特に市長が必要と認めた者

(感謝状贈呈又は礼状送付の時期)

第5条 感謝状贈呈の時期は、市制施行記念日又は市長の定めた適当な日に一括して行う。ただし、感謝状の内容等から判断して、特に必要と認める場合にあっては、その都度感謝の意を表するにふさわしい日を設定して行うことができる。

2 礼状送付の時期は、前条の規定に該当の都度行うものとする。

(感謝状贈呈の手続等)

第6条 前条第1項ただし書に規定する日に感謝状の贈呈を行おうとする主管部局等の長は、その者の功績、事績等について都市経営部秘書課長の合議を経るものとする。

2 前項により感謝状の贈呈を行おうとする主管部局等の長は、感謝状を贈呈するにふさわしくない事由又はその他の異動が生じたときは、速やかにその旨を都市経営部秘書課長へ報告するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、感謝状等贈呈のための手続その他この要綱の実施に関し必要な事項は、都市経営部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年6月1日から実施する。
- 2 第5条の規定に基づく担当課は、市長公室秘書課とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月12日から実施する。
- 2 第5条の規定に基づく担当課は、総務部秘書課とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から実施する。